

住まい・暮らし

土砂災害防止月間 「みんなで防ごう土砂災害」

これから梅雨や台風による大雨の季節を迎え、土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害が発生しやすくなります。

土砂災害から大切な家庭を守るため、日頃から気象情報に注意し、安全な避難場所を確認するなど、土砂災害に備えましょう。

詳しくは、左記までお問い合わせください。

● 期間

6月1日(金)～30日(土)

■ 問い合わせ

市危機管理課防災係 **東**2階

TEL (23) 1115

大田原土木事務所

TEL (23) 5882

6月第2週は危険物安全週間『危険物めざせ完封ゼロ災害』

● 実施期間

6月3日(日)から6月9日(土)までの7日間

● 重点実施項目

- ・地震、津波対策の推進
- ・日常点検の推進
- ・保安教育の充実
- ・経年劣化による流出事故防止対策

の推進

● 「消火競技会」の開催

○日時 6月7日(木)
午前9時30分～

○場所 蛇尾川緑地公園

○主催 大田原危険物保安協会

■ 問い合わせ

大田原地区広域消防組合

消防本部予防課

TEL (22) 3016



第54回「水道週間」

水道は、安全でおいしい水を豊富に供給するための重要な施設です。

この日常生活に欠かすことのできない水道について、市民の方の理解と関心を深めていただき、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに水道事業のさらなる発展を目的として、水道週間を設け、市民の皆さんに広報活動を行うものです。

水道に関する疑問・質問などは左記までお気軽にご相談ください。

● 期間

6月1日(金)から6月7日(木)まで

《本年のスローガン》

「七か今日も水と元気が蛇口から」

■ 問い合わせ ①1階

水道課管理係

TEL (23) 8713



大田原市上水道を 利用している皆さまへ

宅地内の給水装置工事(水道工事)をするときは、水道法および市給水条例に基づき、水道課に申請する必要があるあります。(例 建物の取り壊し、建物増築による給水栓の移動、改造など)

無断工事を行うと、お客様のみなならず、ほかの水道利用者にも迷惑をかけることがありますので、ご注意ください。

なお、給水装置工事は大田原市指定給水装置工事事業者(市ホームページ掲載)に依頼して行ってください。

※市指定給水装置工事事業者以外(無登録業者)が行った工事は違法工事となり給水停止となります。

また、漏水した場合でも漏水軽減措置ができません。

■ 問い合わせ ①1階

水道課工務係

TEL (23) 8713

この業者は信用できる？

○突然自宅を訪れた業者に工事を依頼したが、この業者は信用できるか。

○突然見知らぬ会社からパンフレットが送られてきたが、その後、複数の会社からパンフレットについての電話が掛かる。この業者の苦情はないか。

○数年前、未公開株や社債に投資し

被害にあったが、高利率で買い取ると言われたが本当か。

最近このような特定の業者に関する信用性についての問い合わせが多数寄せられるようになりました。

消費生活センターでは、全国の相談を集約し悪質な事例について国民生活センターホームページで情報提供しています。

また悪質な法令違反を取り締まる管轄省庁や行政機関でも事業者指導、業務停止命令などの罰則を行った業者について情報提供をしています。

特に都道府県で処分を行った場合は、当該処分を実施した場所以外では営業が行えるため、業者も必死になるのか勧誘方法などがより悪質になる場合も見受けられますので、左記窓口などを有効に活用し消費者被害に遭わないよう積極的に情報収集しましょう。

・栃木県公式ホームページ

□ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

・金融庁公式ホームページ

□ <http://www.fsa.go.jp/>

・証券取引等監視委員会

□ <http://www.fsa.go.sec>

・経済産業省公式ホームページ

□ <http://www.met.go.jp/>

■ 問い合わせ

大田原市消費生活センター

TEL (23) 6236